

「地域で暮らすのはじめての1歩」町会・自治会に加入しよう

### 自殺防止！ 東京キャンペーン 「気づいてください！ 体と心の限界サイン」(九都県市統一標語)

東京都では、3月を自殺対策強化月間として、「自殺防止！ 東京キャンペーン」を展開しています。

#### ●東京都のキャンペーン事業●

●東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～☎ 0570・087478

【期間】3月11日(月)～15日(金)(5日間とも24時間)

●自殺予防いのちの電話☎ 0120・738・556

3月10日(日)午前8時～翌朝8時(24時間) ※毎月10日

●54時間特別相談☎ 0120・589・090(東京都自殺防止センター)

【期間】3月9日(土)午前0時～11日(月)午前6時

●自死遺族のための電話相談

グリーンケア・サポートプラザ☎ 03・3796・5453

【期間】3月9日(土)～12日(火)午前10時～午後10時

全国自死遺族総合支援センター☎ 03・5988・7778

【期間】3月13日(水)～15日(金)午前10時～午後10時

●多重債務110番☎ 03・3235・2400(東京都消費生活総合センター)

【期間】3月4日(月)・5日(火)午前9時～午後5時

＜相談会の実施＞

●東京都こころといのちの総合相談会(新宿・立川・上野で開催) 3月11日(月)・18日(月)・25日(月)午後1時～5時(受付は4時まで)

【11日】新宿スバルビル会議室(新宿駅西口直結)

【18日】アレアホール(立川駅南口直結) 【25日】スター会議室上野ANNEX(上野駅徒歩1分)

### 平成 25 年度市民活動団体事業支援補助金制度説明会を行います

この制度は、市民活動団体が行う公益的な事業に要する経費の一部を補助するものです。広く市民を対象とした活動や新たな取り組みを行う団体を応援します。申請から成果発表までの流れを分かりやすく説明します。

【日時】①3月21日(木)午後2時～4時

②23日(土)午前10時30分～正午

③26日(火)・29日(金)午後7時～8時30分

【場所】輝き市民サポートセンター※申込み不要。当日直接会場へ。

【対象団体】次の①～⑤すべてに該当する団体

①市内で市民活動を行う団体でおおむね5人以上で構成されている

②運営の主たる部分で市からの支援等を受けていない

③宗教活動・政治活動・営利活動を目的としていない

④特定非営利活動促進法に基づくもの以外の法人格を有しない

⑤輝き市民サポートセンターに登録している

【補助対象事業】市内で行われ団体の自立化につながり、市民にとって効果的であると思われるもの。※次の事業は除く

(1)介護保険サービス事業

(2)市の委託事業

(3)市その他公的機関から補助を受けている事業または受ける予定の事業

【補助金額】事業費の7割、10万円以内※交付は1年に1回で、2回まで交付を受けることができます(同一事業可)。※平成20年度までの市民活動促進補助金制度で「始業期支援補助金」の交付を受けた団体は、1回に限り交付を受けられません。

【申込み】4月1日(月)～11日(木)の間に市役所第二棟2階協働推進課へ申請してください。※土・日曜日を除く。詳細は、協働推進課、輝き市民サポートセンターに置いてある「募集要項」をご覧ください。市ホームページからダウンロードもできます。

【問合せ】協働推進課 551・1590

#### ●公開ヒアリング市民審査員を募集します

【募集人員】4人

【応募資格】市内在住の方

【募集期間】3月4日(月)～18日(月)

【職務内容】市民活動団体事業支援補助金を受けようとする団体から提出された申請書の第一次審査(書類審査)及び公開ヒアリングにおける第二次審査※無報酬です。申請団体の会員が務めることはできません。

【応募方法】応募用紙(協働推進課・輝き市民サポートセンターにあります。市ホームページからダウンロードもできます。)に必要事項を記入し、協働推進課へ提出してください。応募多数の場合は抽選により決定します。

【問合せ】協働推進課☎ 551・1590

#### ご近所を見守りましょう

最近、顔を見ない、明かりがつかない、郵便物や新聞がたまっているなど気になるサインを見かけたなら市役所へご連絡ください。お年寄りのことは介護福祉課、障害のある方の方は障害福祉課、子どものことは乳幼児等に関することは健康課、その他の方は安心まちづくり課へ。

#### 【連絡先】☎ 551・1511(市役所代表)

#### 心身障害者タクシー利用券の事業者追加について

重度心身障害者の方には交付している、心身障害者タクシー利用券で、次の事業者も利用可能になりました。▼介護タクシー 一心心太助 ☎ 090・1047・2620(羽村市羽東1-28-30)

【問合せ】障害福祉課☎ 551・1742

#### 西多摩保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」のお知らせ

患者の皆さんと医療機関のより良い関係作りを目指して、医療に関する疑問や不安について、解決の糸口を探すお手伝いをします。

#### 【相談内容】

・医師や看護師に相談したがよく分からなくて不安  
・セカンドオピニオンを受けるには、どうしたらよいか  
・医療機関の職員の対応や接遇が気になる

【受付時間】平日午前9時～正午、午後1時～5時  
【問合せ】0428・20・2113(専用電話)

#### 社団法人西多摩医師会・西多摩地域糖尿病医療連携検討会主催「市民健康講座」

「血糖値を上げないために何が出来るか」  
【日時】3月9日(土)午後2時～3時30分

【場所】羽村市コミュニティセンター三階ホール

【講師】植木彬夫先生(東京医科大学教授)

【問合せ】西多摩医師会事務局☎ 0428・23・2171

#### すくすくベビークラス(ねねのいる)

ねねのころの赤ちゃんとのふれあい遊びや赤ちゃんのからだのケア、予防接種等についてお話しします。  
【日時】4月11日(木)午前10時～11時30分ごろ

【場所】保健センター

【対象】2～5か月ぐらいの赤ちゃんとその保護者

【定員】先着親子20組  
【申込み】3月4日(月)から電話で保健センター☎ 552・0061へ。

#### 助産師と話そう

地域の助産師による無料の相談会です。『助産師からのちょこっと話』の3月のテーマは「抱っこ紐の使い方」です。  
【日時】3月22日(金)午前10時～正午

【場所】子ども家庭支援セ

ンター(子ども応援館1階)の母子(0歳児から可)、祖父母等  
【主催】西多摩助産師会  
【問合せ】森田助産院☎ 551・0323

#### 乳幼児ショートステイ

保護者の方がお子さんを家庭で一時的に養育できないとき、市が委託する施設で短期間お預かりします。  
【対象】市内在住の生後3か月から小学校就学前の乳幼児

【利用期間】1回につき原則として7日以内

【利用料】宿泊保育(1日)4,000円、日中保育(11時間未満)3,000円

【利用施設】社会福祉法人東京恵明学園

【申込み】印鑑をお持ちのうえ、子ども家庭支援センター☎ 539・2555、市役所1階8番子育て支援課子育て支援係☎ 551・1737へ。

#### マル乳・マル子医療証のお知らせ

①マル子医療証をお送りします  
現在マル乳医療証をお持ち

ちで4月に小学校新1年生になる方には、4月からお使いいただくマル子医療証を3月下旬に郵送します。申請手続きは不要です。ただし、お子さんの健康保険証に変更があるときは届け出てください。

②乳幼児から中学生までの医療費助成について  
中学3年生までのすべての児童が、次の医療費助成を受けられます。助成を受けるための医療証の交付は、手続きが必要です。まだ医療証をお持ちでない方はお問い合わせください。  
◇乳幼児医療費助成制度(0歳～就学前の児童)  
◇義務教育就学児医療費助成制度(小学1年生～中学3年生)

2つの医療費助成の範囲は、健康保険が適用される医療費の自己負担分です(保険診療外分は除く)。ただし、義務教育就学児医療費助成制度は、通院1回につき200円(限度額)は自己負担となります。※この場合、調剤及び訪問看護については無料です。

【問合せ】子育て支援課子育て支援係☎ 551・1737

#### 4月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

【日時・場所】<福生市> 10日(水)・24日(水)午前9時～午後1時・市役所1階第1相談室  
<羽村市> 3日(水)・17日(水)午後1時30分～4時30分・羽村市役所西庁舎1階102会議室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市

広報広聴係☎ 551・1529、羽村市市民相談係☎ 555・1111(内線199)へ。

【献血にご協力をお願いします】赤十字血液センターによる献血を実施します。皆様のご協力をお願いします。【日時】3月12日(火)午前10時～午後1時、午後2時～3時30分【場所】市役所栄通り側広場【問合せ】保健センター☎ 552・0061

